

第六回 参議院議院運営委員会會議録第十七号

昭和二十四年十一月三十日(水曜日)午前九時四十分開会

本日の會議に付した事件

○議院の運営に関する件

○議長の米國議會視察に関する件

○在外同胞引揚問題に関する特別委員会の中間報告に関する件

○会期延長の件

○国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○引揚者の実情を实地調査のための議員派遣要求の件

○十二月一日の議事に関する件

○本委員会の運営に関する件

○委員長(高田寛君) それではこれより議院運営委員会を開きます。

○羽生三七君 議事に入る前にちよつと発言したいと思つて、昨日漁業法案に対する委員長の報告を聞いておりますと、これは議事の運営に関係あることなんです、少くとも重要な反対……、修正案に近いような反対討論があつたにも拘らず、報告の中に一言も触れていない。誰がどういふ意見を述べたなどというところは一々触れる必要はないけれども、少くとも修正案に値いする重要な反対討論がある場合には、必ず委員長報告にこれを加えなければいけないと思つて、今日はこの問題を論じている時間はありませんけれども、これは議院が一応お考え願いたいと思つて。

○議長(佐藤尚武君) 私から簡単に御報告を申し上げたいがございます。それは今朝九時十五分にドクター・ウイリヤムスが私のところへ参りました。その用件は、今度議員団がアメリカに行くことになつたが、それに対してGHQからとして、ジェネラル・ホイットニーから新議長たる私に対して御招待をする。その招待は故松平議長に対してなされたと同じ意味の招待である。若し新議長が、その招待を承諾して、そして来られるならば、大麥米國側としては欣快に堪えない次第である。というふうな意味のことでありました。わざ／＼とやつて来て呉れたのであります。これに対して私は、その御招待は有難い、米國側の好意は十分にこれをアブリシエトする。但し私は新らしく議長になつたのであつて、まだ議事にも慣れていないし、そして一月から二月にかけて重要な時期を、一週間でも二週間でも欠席するといふことは、私にとつて非常に困難であると思つて、私には折角の御招待であるけれども、この際は私は御辞退申し上げる外はない。但し米國側の好意に対しては十分感謝するものであるといふことを伝えて貰うようにウイリヤムスに申しましたところが、ウイリヤムス個人としては、多分そうであろうと思つておつた。新議長としては就任早の際であるからして、これを受けることはできないであろうと思つたけれども、併しGHQのインヴァイテーションはこういうことであるからといふことを伝える来たのだといふことを言

○議長(佐藤尚武君) 私から簡単に御報告を申し上げたいがございます。それは今朝九時十五分にドクター・ウイリヤムスが私のところへ参りました。その用件は、今度議員団がアメリカに行くことになつたが、それに対してGHQからとして、ジェネラル・ホイットニーから新議長たる私に対して御招待をする。その招待は故松平議長に対してなされたと同じ意味の招待である。若し新議長が、その招待を承諾して、そして来られるならば、大麥米國側としては欣快に堪えない次第である。というふうな意味のことでありました。わざ／＼とやつて来て呉れたのであります。これに対して私は、その御招待は有難い、米國側の好意は十分にこれをアブリシエトする。但し私は新らしく議長になつたのであつて、まだ議事にも慣れていないし、そして一月から二月にかけて重要な時期を、一週間でも二週間でも欠席するといふことは、私にとつて非常に困難であると思つて、私には折角の御招待であるけれども、この際は私は御辞退申し上げる外はない。但し米國側の好意に対しては十分感謝するものであるといふことを伝えて貰うようにウイリヤムスに申しましたところが、ウイリヤムス個人としては、多分そうであろうと思つておつた。新議長としては就任早の際であるからして、これを受けることはできないであろうと思つたけれども、併しGHQのインヴァイテーションはこういうことであるからといふことを伝える来たのだといふことを言

つておりました。それだけ簡単に御報告申し上げます。

○事務総長(近藤英明君) ちよつと会期の問題等に入ります前に一言申し上げておきたいのですが、只今在外同胞引揚問題に対する特別委員長から調査報告書が出ております。それは中共地区における在留同胞の実情に関する詳細の報告が多数意見者の署名を付して報告書が出ております。そして本日口頭報告をいたしました、かようなお申出でございます。これも御承認を一応お願いしたいと思います。今日この運営委員会でお決まりになれば、更に小委員会にお諮りして日程に決めるということになりませう。

○委員長(高田寛君) 調査報告を承認することに御異議ございませんか。

○委員(高田寛君) 御異議ないものと認めます。

○委員(高田寛君) それでは次に、昨日以来御相談されております会期の延長の件をお諮りしたいと思つて、

○門屋盛一君 この問題に入る前に、昨日事務局の方へ頼んでおいたのですが、衆議院の方とそれから政府に出席して貰つて政府の考え方を聞いて見ないとちよつと分らないと思つて、今問題になつておつたようだけれども、総理の出席要求は全然向うに通じていないのですか。

○事務総長(近藤英明君) 事務局といふことは、本日の運営委員会に総理その他閣僚の御出席を緊急に御要求することがあるかも知れませんが、このだけは事務的に連絡いたしてあります。何時に御出席願いたいというのとまでは申していませんが、それだけは申して置きました。

○門屋盛一君 正すところは正して、決まりをつけるのは決まりをつけなければいけないと思つて、参議院が、常に事務局の方で何と言いますか、非常に貴族院的な考えで以てお披いになることが、却つて参議院全体を政府から安く扱われるというふうな結果になるのではないか。それを昨日中村議員の発言では、総理の出席を要求して。而もその要求の時期は、次の議運を開く時期にということである。開くというところが分つておれば、事務局としては、時間を明示して内閣の方に要求ができるわけですが、どういふわけですか。

○委員(高田寛君) その点は、昨日中村委員の御発言の中にお話がありましたが、正式に要求するといふことがはつきり決まつたわけでもないように承知しておりましたが、その関係で、要求したら直ぐ出て来て貰うように準備をして置いて貰いたい、その程度にしておりました。

○門屋盛一君 発言された中村委員が異議なければよいのですが、我々が聴いたところでは、我々の頭に感じましたところでは、中村委員は要求した。ただ私の発言も速記録を調べて貰えば分ると思つて、会期延長の問題については、事務局の報告と政府の方針を聴かなければならぬといふことは、委員のなにははつきりしてあります。そういう場合は内閣に連絡して、事務局は時間をはつきりしませんといふが、ここで九時半という時間が決まつておるのに、はつきりせんといふのはどういふ見解によつたのですか。ちよつとついでから事務局総長になつておりました。昨日の本會議においては、本會議を開くのに閣僚が一人も出席しておらなかつたのはどういふわけですか。まして本院の橋上委員の弔辭が院議を以て議決されるのに、内閣を代表する國務大臣が一人も参議院に出席していないのは如何なる理由であるか。事務局総長はどういふ手続をされたか。幸いにして新しい事務局総長を迎えて、ここで少しはつきりして行かうといふ第一歩において、余りにも事務局総長はこの参議院をみずから卑下しておることになると思われるが……

○事務総長(近藤英明君) こちらの弔辭に関する件、或いはこちらの弔辭に関する件であれば、参議院独自の行為と考へまして、その際には請求しておりませんでございまして、それから次に入りますのは、在外関係でございます。厚生大臣が故障のため、厚生政務次官が御出席になつておりましたので、そ

○事務総長(近藤英明君) 事務局といふことは、本日の運営委員会に総理その他閣僚の御出席を緊急に御要求することがあるかも知れませんが、このだけは事務的に連絡いたしてあります。何時に御出席願いたいというのとまでは申していませんが、それだけは申して置きました。

○門屋盛一君 正すところは正して、決まりをつけるのは決まりをつけなければいけないと思つて、参議院が、常に事務局の方で何と言いますか、非常に貴族院的な考えで以てお披いになることが、却つて参議院全体を政府から安く扱われるというふうな結果になるのではないか。それを昨日中村議員の発言では、総理の出席を要求して。而もその要求の時期は、次の議運を開く時期にということである。開くというところが分つておれば、事務局としては、時間を明示して内閣の方に要求ができるわけですが、どういふわけですか。

○委員(高田寛君) その点は、昨日中村委員の御発言の中にお話がありましたが、正式に要求するといふことがはつきり決まつたわけでもないように承知しておりましたが、その関係で、要求したら直ぐ出て来て貰うように準備をして置いて貰いたい、その程度にしておりました。

○門屋盛一君 発言された中村委員が異議なければよいのですが、我々が聴いたところでは、我々の頭に感じましたところでは、中村委員は要求した。ただ私の発言も速記録を調べて貰えば分ると思つて、会期延長の問題については、事務局の報告と政府の方針を聴かなければならぬといふことは、委員のなにははつきりしてあります。そういう場合は内閣に連絡して、事務局は時間をはつきりしませんといふが、ここで九時半という時間が決まつておるのに、はつきりせんといふのはどういふ見解によつたのですか。ちよつとついでから事務局総長になつておりました。昨日の本會議においては、本會議を開くのに閣僚が一人も出席しておらなかつたのはどういふわけですか。まして本院の橋上委員の弔辭が院議を以て議決されるのに、内閣を代表する國務大臣が一人も参議院に出席していないのは如何なる理由であるか。事務局総長はどういふ手続をされたか。幸いにして新しい事務局総長を迎えて、ここで少しはつきりして行かうといふ第一歩において、余りにも事務局総長はこの参議院をみずから卑下しておることになると思われるが……

○事務総長(近藤英明君) こちらの弔辭に関する件、或いはこちらの弔辭に関する件であれば、参議院独自の行為と考へまして、その際には請求しておりませんでございまして、それから次に入りますのは、在外関係でございます。厚生大臣が故障のため、厚生政務次官が御出席になつておりましたので、そ

○事務総長(近藤英明君) こちらの弔辭に関する件、或いはこちらの弔辭に関する件であれば、参議院独自の行為と考へまして、その際には請求しておりませんでございまして、それから次に入りますのは、在外関係でございます。厚生大臣が故障のため、厚生政務次官が御出席になつておりましたので、そ

○事務総長(近藤英明君) こちらの弔辭に関する件、或いはこちらの弔辭に関する件であれば、参議院独自の行為と考へまして、その際には請求しておりませんでございまして、それから次に入りますのは、在外関係でございます。厚生大臣が故障のため、厚生政務次官が御出席になつておりましたので、そ

○事務総長(近藤英明君) こちらの弔辭に関する件、或いはこちらの弔辭に関する件であれば、参議院独自の行為と考へまして、その際には請求しておりませんでございまして、それから次に入りますのは、在外関係でございます。厚生大臣が故障のため、厚生政務次官が御出席になつておりましたので、そ

○事務総長(近藤英明君) こちらの弔辭に関する件、或いはこちらの弔辭に関する件であれば、参議院独自の行為と考へまして、その際には請求しておりませんでございまして、それから次に入りますのは、在外関係でございます。厚生大臣が故障のため、厚生政務次官が御出席になつておりましたので、そ

○事務総長(近藤英明君) こちらの弔辭に関する件、或いはこちらの弔辭に関する件であれば、参議院独自の行為と考へまして、その際には請求しておりませんでございまして、それから次に入りますのは、在外関係でございます。厚生大臣が故障のため、厚生政務次官が御出席になつておりましたので、そ

○事務総長(近藤英明君) こちらの弔辭に関する件、或いはこちらの弔辭に関する件であれば、参議院独自の行為と考へまして、その際には請求しておりませんでございまして、それから次に入りますのは、在外関係でございます。厚生大臣が故障のため、厚生政務次官が御出席になつておりましたので、そ

○事務総長(近藤英明君) こちらの弔辭に関する件、或いはこちらの弔辭に関する件であれば、参議院独自の行為と考へまして、その際には請求しておりませんでございまして、それから次に入りますのは、在外関係でございます。厚生大臣が故障のため、厚生政務次官が御出席になつておりましたので、そ

○事務総長(近藤英明君) こちらの弔辭に関する件、或いはこちらの弔辭に関する件であれば、参議院独自の行為と考へまして、その際には請求しておりませんでございまして、それから次に入りますのは、在外関係でございます。厚生大臣が故障のため、厚生政務次官が御出席になつておりましたので、そ

○事務総長(近藤英明君) こちらの弔辭に関する件、或いはこちらの弔辭に関する件であれば、参議院独自の行為と考へまして、その際には請求しておりませんでございまして、それから次に入りますのは、在外関係でございます。厚生大臣が故障のため、厚生政務次官が御出席になつておりましたので、そ

○事務総長(近藤英明君) こちらの弔辭に関する件、或いはこちらの弔辭に関する件であれば、参議院独自の行為と考へまして、その際には請求しておりませんでございまして、それから次に入りますのは、在外関係でございます。厚生大臣が故障のため、厚生政務次官が御出席になつておりましたので、そ

○事務総長(近藤英明君) こちらの弔辭に関する件、或いはこちらの弔辭に関する件であれば、参議院独自の行為と考へまして、その際には請求しておりませんでございまして、それから次に入りますのは、在外関係でございます。厚生大臣が故障のため、厚生政務次官が御出席になつておりましたので、そ

れで開会いたしたわけでありませぬ。それで本日のお席の件につきましては、大臣の出席要求の件につきましては、或いは運営委員長の御聴きになり方も、一応私も伺つて見ましたが、昨日のお話などもはつきり呑み込めなかつたせいでも知れませんが、大体更にもう一遍はつきり要求があるというふうなふうな考え方をいたしましたので、一応御要求があるかも知れないから、その積りで御待機願いたいという意味の連絡を、事務局としては昨日はとつた次第であります。もつとはつきり要求すべきかどうかという理解の点が、或いは皆さん方の考えになつておる点と私の考えました理解の点が違つておつたかも知れませんが、その点を申上げて置きます。

○委員長(高田寛君) 今の門屋委員の御発言につきましては、尙今後よく氣をつけるようにいたしたいと思ひます。

○門屋盛一君 当院だけのことであるから政府に通知しなかつた、それは規定の上では通知せんでよいかも知れませんが、院議で以て弔辞を送るといふような場合に、内閣の方にこういう日程になつたということを通知して行つて、やはり礼儀は礼儀で盡された方がよいのじやないかと思ひますが、まあ以上で了承いたします。

○中村正雄君 どちらにしても総理大臣の出席を要求しますから、来て貰つてから入つて頂きたいと思ひます。と申しますのは、昨日私事務局なり或いは事務総長がどういふふうにおとりになつたか知りませんが、総理大臣の出席を要求するとはつきりと申上げたわけなので、これは私も不馴れで知らな

いかも知れませんが、國務大臣その他の政府代表の要求は、委員が要求すれば当然出て来るべきものである。議決しなければ出て来ないものとは私は考へておられないのです。従つて私が要求すれば当然出て来るのが本当だろうと思ひます。従つて直ちに來て貰つて、それから会期延長について話を進めて行きたいと思ひます。

○左藤義隆君 今事務局を門屋委員からお責めになつたんですが、私共決して総理の出席を要求するということが決めていないと思ひます。成るべく総理を出さないで、自発的に参議院でやつて行きたい、こういうつもりを申上げたわけで、その結果ははつきりしなかつたためにいろ／＼なことが起つたのであります。我々としては参議院の方が自発的に、昨日から各委員長に審査の経過をお尋ねしまして、決めるのであります。この際は一つ官房長官が参つておられますが、政府のいろ／＼なお考え等は、官房長官に一つ……

○門屋盛一君 議事進行にも関連があるのですが、私はその民自党側のお考えはよくないと思ひます。やはり総理の出席要求を中村君が出されたことは事実なんです。委員の中で総理の出席要求をされておることが分つておれば、民自党側は與党側として昨日のうちに内閣に連絡をとつて、総理にお差支えがないかどうか、差支えがあるとすれば内閣の方からかく／＼の差支えがあるから、官房長官が出たいからということをやつて来なければならぬ。大体昨日からこの空気が分つておる。成るだけ総理を出したくないとか何とかいうことは、議會侮辱の問題

です。だから出したくないのはあなた方の氣持、我々も出したくないかも知れないけれども、若し出席要求があつたら要求をされたことに對しては、委員長なり特に與党側では今日差支えないように、もう少し上手に取計らつて行かなかつたら、これは遅れるんです。中村委員の方が総理を要求して、来るまで休憩を宣するということになつたら、遅れてしまふんですよ。

○委員長(高田寛君) 今の中村委員の御発言について、事務的に事務総長からちよつと御説明を申し上げます。

○事務総長(近藤英明君) 今までの個個の方の御要求があつて、大体そういう場合に、御要求になつておると察知いたしますれば、個々の場合の御要求で連絡をいたしております。併し法規的にやかましく申しますと、国会法の七十一條は、委員会が議長を経由して要求する、これが最も正規な手続、法律的にはそつとでございます。さうであるから委員会の決議がなければ呼ばないというふうな氣持ではやつておらないのであります。ただ昨日はそのところの氣持が少しはつきり掴めなかつたので、事務的に手落ちであつたというところを申上げて置きたいと思ひます。

○小林英三君 今のことは、総理を呼ぶとか呼ばんとかいう問題は、昨日中村さんの御発言を聞いておりました。従つてこれは委員会として正式に決まつたことではなくて、いずれ会期延長をめぐる中村君が改めて言われるというように、私は非公式の問題に考へております。たま／＼今の発言に對しまして事務総長からああいふ発言がありました。私は総理の出席要求と

か、そういう問題は、要するに今度の会期延長につきましては、参議院が委員長の連合協議会を聞いて、そうして自主的に会期の延長をする。それにしてしまつて政府の出席を要求するということは、政府としてどういふことを考へておるかということにつきましては、むしろ総理よりも官房長官が一番よくその問題については知つておることの方々が我々としてはいいのではなかつたかと考へております。

○委員長(高田寛君) 如何いたしましたか。これは特にお諮りいたしますようか。これは特にお諮りいたしますようか。……

○門屋盛一君 進行のことですけれど、見解をはつきりして置かんと、今事務総長の見解は、そうすると國務大臣をこへ呼ぶのに一々委員会の決議でやるという関係法規に従つた慣例にして行きますか。今までの場合は一議員から出席要求をした場合に、反対の聲がなければそれで出席して貰つておつたんです。今までだつて総理を何回を呼んでおりますけれども、総理の出席要求を委員会の議決を以て呼んだことではないのですが、重大なポイントだから決めて置く必要があると思ひます。

○委員長(高田寛君) 門屋委員の御発言は今後の運営に大切なことだと思ひます。従来まあ委員から御要求があつた、外の各委員も御了承されておる場合に、これでもう委員会から呼ぶというように進めておりましたが、今後ともさうに取計らいたいと思ひます。ただ昨日の点は、中村委員の御発言がありましたことは事実でございます。併し各委員がそれを御了承され

たかどうか、その点が少し私にもはつきりいたしませんでしたので、そこに喰ひ違ひがあつたかと思ひますが、これで御要求されるならばこれから又改めて一つ……

○委員長(高田寛君) もう一つ、昨日は少し行き違ひがありましたから一つその辺を御了解願います。

○小林英三君 行き違ひということはどういふことか知れませんが、今事務総長の回答に定義をつけることが一つで、議員から大臣の出席を要求するのは委員会の議決を経て、委員長を経由してやるのが正しいと思ひます。

○門屋盛一君 これは、小林委員の発言だけでも、重大な問題で、何々委員会を開くという場合、大臣の出席要求というものはですね、いろ／＼委員会に諮るといふ前例はない。自分は大蔵大臣を要求する、労働大臣を要求するといふことではあります。今委員長のお考えでは、全然委員会が要求しなれば呼ばないということでは、今回の衆議院の要求に應ずるに於いても支障を来し、殆んど運営が不可能に陥りはせんかというところになつて、運営上の大問題だから議事進行においてはつきりしておきたいと思ひます。この問題だけに限らず一般の運営を困難に陥らしめることはよくないと思ひます。

○委員長(高田寛君) 事務総長の説明も、ただ法規的の御説明をいたしましたのであります。従来慣例もあり、今後とも骨滑に事を運ぶためにどういふふうにして行くかということをおのの際再確認して置けばいいのだと思ひます。

○小串清一君 今の委員長のおつしや  
る通りで、私は国会法はこの儘で直す  
必要はないと思ひます。委員は要求す  
る大臣の都合のつく限り出て貰う。そ  
れを四角張らずにやるという慣例を作  
るといふことはよいことだと思ひま  
す。併しこの国会法にはこう書いてお  
るからというて、いろ／＼この国会法  
を違反してもそれは違反行為じやない  
から和やかに……。今日の場合、日  
を二日延ばすことは政府の要求される  
前に我が党の方で出しておる。これは  
何とかしなければならぬというので皆  
さんにお願しておるわけでありませう。  
それから昨日話があつてから、私は官  
房長官にこれを申しました。ところがい  
いやというので、初めのうちは、衆議  
院の方では飛んでもない話だといふこ  
と、昨晩は……。それでやはりこの日  
を延ばすことは官房長官に聞いて置い  
て、そして政府の都合のつく限りで決  
めて頂く。総理大臣を呼ぶことは、ち  
よつと私個人のことですからここで披  
露していかうか分らないが、たま  
には運営委員会にも来て、皆さんどう  
ですかぐらゐのことをいつてもいいで  
はないか(笑声)と露骨に……。皆さ  
んにはそんなことは余計なことです  
が……。今日の問題はですね、官房長  
官に質問して、そうして皆さんで自発  
的に要求して、一つこれだけの議事  
どうこうといふことを御審議になつて  
頂きたいとかように私は考えます。

○小林勝馬君 いずれにしても、とに  
かく中村君の社会党の方では要求され  
ておるから、一応事務当局としては総  
理大臣に連絡をとつて貰つたらどうで  
すか。かういふことを言つておる間  
も連絡はとれると思ひますが、段々  
遅れるばかりだから……  
○竹下重次君 結局事務局長から七十  
一條の御説明がありました。これは  
聞くところによればただ解釈の様に  
聞えますが、併し今日までの運営上の  
実際から申しますと、疑問もあると思  
ひます。この條文の対策をはつきりす  
れば時間もかかりますから、その点は  
後に廻して、要求があるならば総理の  
方に早く連絡する。その辺よろしく委  
員長にお取計らいをお願いしたい。  
○委員長(高田寛君) ではさようにい  
たします。

それでは只今総理の出席を要求いた  
しまして、官房長官は先程から見えて  
おりますから、官房長官に対する御質  
問がありましたら、どうぞこの間に御  
発言願ひたいと思ひます。  
○門屋盛一君 その間事務当局の方か  
ら衆議院の方の話を聞いて貰ひたいと思  
ひます。  
○委員長(高田寛君) では議事部長か  
ら御説明をお願いいたします。  
○参事(河野義克君) 衆議院の議事の  
延長のことです。衆議院の方  
では、御承知のように今朝九時五分ま  
で本会議を続けられまして、議院運営  
委員会は午前十一時まで、本会議は午  
後一時まで休憩するという事になつ  
ております。併し見込は、八時間ぶつ  
続けの徹夜をしたために、もう少し遅  
れはせんかと思ひます。

法律案について申し上げますと、御手  
許にお配りしました「衆議院におい  
て審査中の法律案」という表がありま  
す。それについて申し上げますと、国家公  
務員の職階制に関する法律案、これに  
ついては昨日も人事委員長が言われて  
おりました通りに、衆議院においては

若千の修正説も考えられる。今期国会  
においてはまあ通過は困難であらう。  
こちらに送付して来ることは困難であ  
らうという見通しがなされておるよう  
であります。それから地方自治法の一  
部を改正する法律案、これにつきまし  
ても修正説があるようでありまして、  
私の聞いておりますところでは、これ  
についても本院に送付して来ることは  
相当困難ではないかという見込であり  
ます。それから通商産業省及び運輸省  
の地方行政機関の整理に伴う臨時措置  
に関する法律案、これにつきましても  
昨日こちらの委員長の御見解も相当困  
難のように言つておられました。私  
の承りますところでも、この通過も相  
当困難であるといふこととございま  
す。それから教育委員会法の一部を改  
正する法律案、これも審議未了になる  
公算が強いようであります。それから  
特別鉦毒復旧臨時措置法案これにつ  
いても本院に送付することが相当困難な  
模様であるといふこととございます。  
それから輸出信用保険法案、輸出信用  
保険特別会計法案、これはまだ委員会  
で審査中でありまして、或いはこちら  
に送付できるかも知れん。はつきりし  
ないが、送付できるかも知れないとい  
うことを言つておられます。それから刑  
事補償法案につきましても、先方も  
修正案があるようでありまして、これ  
は委員会が目下審査中でありまして、  
これは遅れるかも知れないといふこと  
であります。それから旧軍関係債権の  
処理に関する法律案、それから一つ飛  
びまして復興金融庫法の一部を改正  
する法律案、復興金融庫法に対する政  
府出資等に関する法律の一部を改正す  
る法律案、これらはいずれも今日の議

事日程にも上つておりますし、本日も  
前零時二十分開始された日程にも  
乗つておられます。休憩でどういふ恰  
好になつておられますか。予定通りに  
なりますか。本日中午にこちらに送付に  
なるだらうと思ひます。それから食糧管  
理特別会計法の一部を改正する法律案  
は、委員会の審査を終了いたしてあり  
ますので、先方の気持では緊急上程を  
して、こちらに送付したいといふこと  
であります。それから地方財政法等の  
一部を改正する法律案、それから身体  
障害者福祉法案、これらはいずれも衆  
議院議員提出でございますが、委員会  
を終了しておりますので、これも成る  
べく緊急上程してこちらへ送りたい。  
なかんずく身体障害者福祉法案は、両  
院の厚生委員会の話し合ひから是非そ  
ういふことにしたいといふこととござ  
います。それから別府国際観光文化都  
市建設法案、競馬法の一部を改正する  
法律案、医師国家試験予備試験の受験  
資格の特例に関する法律案、これらは  
いずれも衆議院議員提出でありまし  
て、極く最近出されたのであります  
が、別府国際観光文化都市建設法案  
は、各派共同で相当前から準備されて  
おつたようであり、或いはこちらに送付  
できるのではないかと、その他はまあ  
つきり分らない。かういふこととござ  
います。それから食糧増産確保基本法  
案は御承知のように本院から提出しま  
して、向うに廻つておつた食糧法と対  
をなすものであります。これは本院  
に送付にならない公算が多いように聞  
いておられます。

以上は衆議院の事務当局につきまし  
て、現在の見込みを伺つたことを報告  
する次第でございます。

○委員長(高田寛君) では何か御質問  
ございませぬか。  
○門屋盛一君 これは質問してもしよ  
うがないが以上のことに對して、官房  
長官も御出席のようですから……おら  
なくなた。(笑声)  
○委員長(高田寛君) 今、ちよつと総  
理を迎へて……。それでは議長よりこの  
際……  
○議長(佐藤尚武君) 私からちよつと  
この際御披露申上げることがございま  
す。それは只今政府から、午前十時七  
分申入れとしまして、法案、議案の通  
過成立を政府は熱望しております。つ  
いては会期等の点に關しても、然るべ  
く御高配下さるならば幸甚でございま  
す。かういふ申入れでございます。御  
披露申上げて置きます。

○鈴木直人君 食糧増産確保基本法案  
といふのは、新聞によると通つたよう  
に……(それは違つた)「食糧だ」と呼ぶ  
者あり)僕は誤解しておつた。  
○門屋盛一君 一緒に来たのでなけれ  
ば、片方だけじゃ……  
○小串清一君 どうしても通して貰ひ  
たい。  
○委員長(高田寛君) 御質問でも、御  
意見でも……  
○羽生三七君 自主的に当院で会期延  
長の問題を昨日考えようじやないか  
といふことがありましたが、その際に  
衆議院の動きをよく見ていふことが  
ありました。併し会期末の四、五日前  
なら、それはよく分りますが、ここま  
で来れば衆議院が今日或いは昨日まで  
議しないものは、当然半日や一日で  
参議院はやつたないから、流しても  
いいといふことを、衆議院みずから認  
めておるのだから、そんなにくよく

○委員長(高田寛君) では何か御質問  
ございませぬか。  
○門屋盛一君 これは質問してもしよ  
うがないが以上のことに對して、官房  
長官も御出席のようですから……おら  
なくなた。(笑声)  
○委員長(高田寛君) 今、ちよつと総  
理を迎へて……。それでは議長よりこの  
際……  
○議長(佐藤尚武君) 私からちよつと  
この際御披露申上げることがございま  
す。それは只今政府から、午前十時七  
分申入れとしまして、法案、議案の通  
過成立を政府は熱望しております。つ  
いては会期等の点に關しても、然るべ  
く御高配下さるならば幸甚でございま  
す。かういふ申入れでございます。御  
披露申上げて置きます。

○鈴木直人君 食糧増産確保基本法案  
といふのは、新聞によると通つたよう  
に……(それは違つた)「食糧だ」と呼ぶ  
者あり)僕は誤解しておつた。  
○門屋盛一君 一緒に来たのでなけれ  
ば、片方だけじゃ……  
○小串清一君 どうしても通して貰ひ  
たい。  
○委員長(高田寛君) 御質問でも、御  
意見でも……  
○羽生三七君 自主的に当院で会期延  
長の問題を昨日考えようじやないか  
といふことがありましたが、その際に  
衆議院の動きをよく見ていふことが  
ありました。併し会期末の四、五日前  
なら、それはよく分りますが、ここま  
で来れば衆議院が今日或いは昨日まで  
議しないものは、当然半日や一日で  
参議院はやつたないから、流しても  
いいといふことを、衆議院みずから認  
めておるのだから、そんなにくよく

○委員長(高田寛君) では何か御質問  
ございませぬか。  
○門屋盛一君 これは質問してもしよ  
うがないが以上のことに對して、官房  
長官も御出席のようですから……おら  
なくなた。(笑声)  
○委員長(高田寛君) 今、ちよつと総  
理を迎へて……。それでは議長よりこの  
際……  
○議長(佐藤尚武君) 私からちよつと  
この際御披露申上げることがございま  
す。それは只今政府から、午前十時七  
分申入れとしまして、法案、議案の通  
過成立を政府は熱望しております。つ  
いては会期等の点に關しても、然るべ  
く御高配下さるならば幸甚でございま  
す。かういふ申入れでございます。御  
披露申上げて置きます。



会期延長の件につきましては、衆議院議長に対して申し入れを行い、協定をしたのでありますが、衆議院はそれに基きまして三日間会期を延長することにになり、本会議ですでに決議をしたのであります。この段階了承をお願いいたします。

○委員長(高田寛君) それでは次に「国会議員の歳費旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案」が衆議院より配付になりましたので、この衆議院の議院運営委員会の厚生福利委員長の御説明を願いたいと思ひます。

○衆議院議員(今村忠助君) それではちよつと簡単に御説明申し上げます。

御手許に御配付になつておると思ひますが、国会議員の歳費、旅費及び手当に関する法律の一部を改正する法律案というのであります。これは衆議院の議院運営委員会において立案いたしましたものであります。改正の第一点は、議員の秘書は、現在月額七千円の給料を受けておるのでありますが、これは一般公務員の給料と比較いたしますと、少なきに過ぎるのであります。当然給與ベースから行きまして月額九千円に引上げる必要がありまして、これをこの十一月一日から増額をするということでありまして。

第二点は、人事官彈劾の訴追に関する法律の制定が、一両日中に衆議院において見られると思ひのであります。これに関する費用の支出の規定を設ける必要があるのであります。衆議院の議長から人事官彈劾の訴追に関する訴訟を行うことを指定された議員は、その職務遂行に必要な実費として、別に定める額を受けることができるといふことを決めて置きたいといふこととあります。「別に定める」といふことは、追つて決めることとあります。この訴追に関する法律案ができませんと、その費用と言ひますか、職務遂行上必要な実費を出さうといふことを決めて置きたいといふこととあります。

改正の第三点は、各議院の常任委員長等、役員がおりますが、その役員並びに特別委員長が、国会開会中の雑費として、予算の範囲内で、日額ですが、一日二百円を越えない程度においてその額の支給を受けるということを決めたい、この三つであります。

て、別に定める額を受けることができるといふことを決めて置きたいといふこととあります。「別に定める」といふことは、追つて決めることとあります。この訴追に関する法律案ができませんと、その費用と言ひますか、職務遂行上必要な実費を出さうといふことを決めて置きたいといふこととあります。

改正の第三点は、各議院の常任委員長等、役員がおりますが、その役員並びに特別委員長が、国会開会中の雑費として、予算の範囲内で、日額ですが、一日二百円を越えない程度においてその額の支給を受けるということを決めたい、この三つであります。

○委員長(高田寛君) それでは次に「国会議員の歳費旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案」が衆議院より配付になりましたので、この衆議院の議院運営委員会の厚生福利委員長の御説明を願いたいと思ひます。

○衆議院議員(今村忠助君) これは国会法にありますが、副議長、仮議長、事務総長、それから常任委員長といふところがございます。

○小林英三君 第九條の二の「各議院の役員」といふのは、委員長を指すのでございませうか。

○衆議院議員(今村忠助君) これは国会法にありますが、副議長、仮議長、事務総長、それから常任委員長といふところがございます。

○小串清一君 この間、滞在費はどうかとかがありましたか……

○事務総長(近藤英明君) 滞在費に關しましては、この歳費、旅費法に基きます歳費、旅費支給規程でいたすことになつております。その支給規程の方は、両院議長協議の上でできることに相成つておりますので、もう事実上両院議長は、関係の手續の準備ができておりますから、直ちに進めたいと思つております。予算関係の公布あり次第、さようにすることができると存じております。

○委員(高田寛君) 次に議員派遣要求書が提出されております。これをお諮りいたします。

○委員(高田寛君) 如何いたしましたか。

○委員(高田寛君) 如何いたしましたか。

○委員(高田寛君) 如何いたしましたか。

一、派遣の目的  
引揚者の実情を調査し、今後の在外同胞引揚促進の審議に資する。  
一、派遣議員  
千田正、北條秀一、淺岡信夫  
一、派遣期間  
十二月一日より十二月三日までの三日間  
一、派遣地  
舞鶴市  
一、費用概算一〇八〇〇円  
内訳  
議員派遣旅費一名一日二〇〇円三名三分  
右参議院規則第八十條により要求する。

昭和二十四年十一月三十日  
在外同胞引揚問題 千田 正  
参議院議長 佐藤尚武殿  
〔反対々々〕と呼ぶ者あり

○中村正雄君 ちよつと各委員会に、その当該委員会で御検討願ふと思ひます。三日間毎日日本会議が開かれるし、而も重要なときに、特別な事情があれば別だけれども、一応当該委員長から事情を説明して貰わんと軽々しく決定できないと思ひますが……〔その通りその通り〕と呼ぶ者あり

○委員長(高田寛君) じゃ如何でしょう。委員長から御説明願ひませうか。

○委員外議員(千田正君) 只今の派遣議員の懇請につきましては、実は恐らく本年度においてはこの引揚が最後の船だろつといふことと、そしてこれによつて在ソ同胞の数が大休見當が付くといふような問題からいたしました。

是非この期間に派遣して置きたいといふ懇請なのであります。本日皆様の御許可を得まして、決議案も通過した今日におきまして、最終の問題を決定する一つの問題としてお許し願ひたいといふ問題であります。〔委員長、反対の理由を〕と呼ぶ者あり。これは各派から御要望がございましたけれども、皆様のおつしやる通り重大なる本会議のお終ひでありますので、各派からといふことは、誠に諸般の事情からいたしました十分じやないと、皆さんで協議しました結果、三名だけといふことになりまして、特にお願いしたらと思ひます。〔委員長一人で結構だ〕と呼ぶ者あり

○岡元義人君 私ちよつと遅れまして申訳ないのですが、今委員長からこの問題につきましてお話がありました通りに、十二月三日が最終船と一応なつておりますので、調査しなければならぬ事項が沢山あるのであります。実はまだナホトカに實際に来てから乗せられなかつた数量、こういうものはどうしても最終船で選つて来た者によつて調査しなければならぬ。こういうこととございまして、一人では到底調査はできない。出迎への意味ではないのであります。この点一つ御了承願ひまして、三名だけ御了解を得たいと思つております。〔三名賛成〕「反対」「本當に困るか」と呼ぶ者あり

○委員長(高田寛君) 如何いたしましたか。

○委員(高田寛君) 如何いたしましたか。

○委員(高田寛君) 如何いたしましたか。

○委員(高田寛君) 如何いたしましたか。



国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律（昭和二十二年法律第八十号）の一部を次のように改正する。

第九條の次に次の一條を加える。

第九條の二 各議院の役員及び特別委員長は、国会閉会中に限り、予算の範囲内で、議会雑費を受ける。但し、日額二百円を超えてはならない。

第十條中「月額七千円」を「月額九千円」に改める。

第十一條の次に次の一條を加える。

第十一條の二 衆議院議長から人事官彈劾の訴追に関する訴訟を行うことを指定された議員は、その職務の遂行に必要な実費として、別に定める額を受ける。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。但し、第十條の改正規定は、昭和二十四年十一月一日から適用する。

2 議長、副議長及び議員の秘書が昭和二十四年十一月一日以後の分として既に支給を受けた給料は、この法律による給料の内拂とみなす。

昭和二十四年十二月十三日印刷

昭和二十四年十二月十四日発行

参議院事務局

印刷者 印刷所